藤女子大学 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法)危機管理指針

⑥危機管理指針は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況、国や文部科学省の法改正、判断基準等により改正することがある。

							改正 2021.5.7段階 改正 2021.9.24段階 改正 2022.4.1段階	改正 2021.9.9段階 改正 2021.12.15段階
	<u>^ル</u> 通常	研究活動 ○制限なし	授業(講義・演習・実習) ○対面授業(通常通り)	学生の課外活動	事務体制 ○通常通り	会議等(研修、説明会を含む) ○制限なし	出張	学外者 〇制限なし
	新型コロナウイルス感染症に関する北海道におけるレベル分類 (以下北海道におけるレベル分類 という。)で札幌市が0または1 である場合	○ 感染拡大に最大限配慮して、研究活動を 行うことができるが、学生、院生・教員(研究 助手を含む)(以下、研究室関係者という。)は、密閉する、密集する、近距離での会話等 を行う環境になっていないことを確認しなが ら、可能な限り現場での滞在時間を減らす。	○ 感染拡大防止対策を行い、原則、対面 授業を実施する。 ○ 原則、学校における新型コロナウィルス 感染症に関する衛生管理マニュアルを参 考に座席を配置する	○制限なし ○ 感染防止に最大限配慮 した上で、申請・承認をもっ て活動を許可する。	○ 各部署は、感染拡大に最大	○ 感染拡大防止に最大限配慮して行うこととする。 オンライン会議やメール会議等の 導入も並行する。 ○ 会場の1/2の定員を目安とする。 ○ 同隔を可能な限り2メートル(最低1メートル)確保するように座席配置する。	禁止。	○感染拡大に最大限の配慮をして、学外者の訪問に対応。
2	北海道におけるレベル分類で札 幌市が2相当である場合	○ 感染拡大に最大限配慮して、研究活動を 行うことができるが、研究室関係者は、密閉 する、密集する、近距離での会話等を行う環 境になっていないことを確認しながら、可能 な限り現場での滞在時間を減らす。		した上で、感染リスクの低い活動のみ申請・承認を もって許可する。	○ 各部署は、感染拡大に最大 限配慮して、通常と同様の範囲 の業務を行う。 ○ 一部の職員に対して在宅勤 務を的ることとし、在宅勤務者 に対しては、在宅で処理が可能 な業務を行わせる。 ○混雑を避けるための時差出勤 を推奨する。	○ 感染拡大防止に最大限配慮して行うこととする。 オンライン会議やメール会議等の 導入を推奨する。 ○ 会場の1/2の定員を目安とする。(教室の場合最大120人とする。) ○ 間隔を可能な限り2メートル(最低1メートル)確保するように座席配置する。	○緊急事態宣言の対象 地域、および感染拡大・ 観察注意地域への出張 禁止。 ○それ以外の地域につ いては必要最小限とし、 感染拡大防止に最大限 配慮して行う。	〇本学関係者以外について、不要不急の訪問を自粛するよう要請。 〇対面が必要な場合は、感染拡大に最大限の配慮をして、最少人数、できる範囲で短時間とする。 〇オンラインでの面談を推奨する。
3	事から、まん延防止等重点措置	○ 感染拡大に最大限配慮して、研究活動を 行うことができるが、研究室関係者は、密閉 する、密集する、近距離での会話等を行う環 境になっていないことを確認しながら、可能 な限り現場での滞在時間を減らす。 ○可能な限り自宅での研究活動を推奨す る。	〇授業は、原則、感染状況に応じてオンライン中心、もしくは対面とオンラインを併用する。 〇一部の授業(演習・実験・実習科目等)について感染拡大対策を十分行ったうえで、対面で行う。 〇オンライン授業を受講するために、学内のPC、インターネット環境を使う必要がある場合は、感染拡大対策を十分行ったうえで使用を認める。	〇対面での活動を原則禁止するが、公式大会、ミーティングなど一部のみの活動のみ申請・承認をもって動のみ申請・承認をもったで要は、都道府県知事からのによっては、対面での活動が全面禁止となる場合がある。	〇各部署は、在宅勤務者の割合に応じ、優先度の高い業務を行う。 〇一部の職員に対して在宅勤務を命じることとし、在宅勤務者に対しては、在宅で処理が可能な対しては、在宅で処理が可能な業務を行わせる。 〇混雑を避けるための時差出勤を推奨する。	○ オンライン会議やメール会議等の実施を中心とする。 ○ 会場の1/2の定員を目安とする。教室の場合最大100人とする。 ○ 同隔を可能な限り2メートル(最低1メートル)確保するように座席配置する。	観察注意地域への出張 禁止。	〇本学関係者以外について、不要不急の訪問を自粛するよう要請。 〇オンラインでの面談を推奨する。
4	北海道におけるレベル分類で札 幌市が3相当であり、国が、新型 インフルエンザ等対策特別措置 法(平成24年法律第31号)の規 定に基づき、緊急事態宣言を行 い、緊急事態措置を実施すべき 区域とした場合	○ 研究室関係者のうち教員(事情によっては大学院生、卒業研究に係わる学部学生も可)のみ研究室への立ち入りを許可する。ただし、可能な限り交代制とする。1)中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の教員2)進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ3)生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫管理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する教員	○授業は原則、オンラインで実施する。 ○免許・資格に関わる実験・実習科目、学 外実習に関わる科目、その他本学の設備 を使用しなければ成立しない授業等につ いては、感染予防の対策を行った上で、対 面授業等の実施を認める。 ○オンライン授業を受講するために、学内 のPC、インターネット環境を使う必要があ る場合及び図書館資料が必要な場合は、 感染拡大対策を十分行ったうえで使用を 認める。登校した学生を把握する。	止し、非対面での活動のみ	○各部署は、大学機能を最低限 維持するための業務のみ行う。 ○多くの職員に対して時短勤 務、在宅勤務を要請し、在宅司 新者に対しては、在宅で処理が 可能な業務を行わせる。 ○混雑を避けるための時差出勤 を推奨する。	〇 オンライン会議やメール会議等の実施を中心とする。 対面が必要な場合は、感染拡大防止に最大限配慮して概ね10人以下で行うこととする。	〇原則禁止	〇原則として、本学が認め た者以外の立入を禁止す る。
5	①北海道におけるレベル分類で 札幌市が4相当である場合、また は②大学を閉鎖せざるを得ない 場合	〇大学機能を最低限維持するため、当該学科主任あるいは研究科主任の許可の下、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫管理など研究材料の維持あるいはサーバー維持などを目的に、一時的に入室する教員(研究室関係者)のみ立ち入りが可能。ただし、原則交代制とする。	〇 全ての授業を休講とする。	〇 全面禁止とする。	○ 大学施設の維持管理要員の み出勤とする。	〇 会議等は延期・中止とするが、 大学機能を最低限維持するために 必要な会議等については、オンライン会議又はメール会議により実施 する。	〇禁止	〇立入を全面禁止とする

2020.4.27段階

改正 2021.5.7段階

改正 2020.6.3段階

改正 2021.9.9段階

改正 2020.8.20段階 改正 2021.3.29段階